

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社沖成組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 喜納 兼昭
- (3) 所在地：愛知県あま市七宝町鷹居江向1660番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (57件)

- 令和3年7月1日認定 「認2106005222」 「認2106005223」 「認2106005224」  
同年10月28日認定 「認2106017142」  
令和4年5月31日認定 「認2206003193」  
同年6月8日認定 「認2206002612」 「認2206002613」  
同年7月6日認定 「認2206007036」 「認2206007037」  
同月13日認定 「認2206004794」 「認2206004795」  
同年12月2日認定 「認2206019306」  
同月13日認定 「認2206023163」 「認2206023164」 「認2206023165」  
令和5年1月20日認定 「認2206040780」  
同年3月17日認定 「変認2206002111」 「変認2206002112」 「変認2206002113」  
「変認2206002114」 「変認2206002115」 「変認2206002116」  
「変認2206002117」  
同年4月6日認定 「認2206046192」 「認2206046193」  
同年5月15日認定 「認2206058153」 「認2206058154」  
同年6月16日認定 「認2206057579」 「認2206057580」  
同月28日認定 「認2306001773」  
同年7月11日認定 「認2306001759」 「認2306001760」 「認2306001761」  
「認2306001762」 「認2306001763」 「認2306001764」  
「認2306001765」  
同年8月28日認定 「認2306011984」  
同年10月25日認定 「認2306031076」  
同年12月26日認定 「認2306037587」 「認2306037588」 「認2306037589」  
令和6年1月12日認定 「認2306039183」  
同年2月9日認定 「認2306046625」  
同月13日認定 「認2306047725」  
同年4月19日認定 「認2306051474」 「認2306051475」  
同年5月9日認定 「認2306056069」 「認2306056070」 「認2306056071」  
同年6月19日認定 「認2406003158」  
同年7月22日認定 「認2406011408」 「認2406011409」  
同年9月6日認定 「認2406021165」  
同年10月1日認定 「認2406021846」  
同月11日認定 「認2406025778」  
同年11月20日認定 「認2406022969」

### 3 処分等内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

### 4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：柴田産業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 齊 浩
- (3) 所在地：福岡県久留米市梅満町1246番地の1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

- 令和5年6月28日認定「認2312003408」「認2312003409」
- 令和6年3月29日認定「認2312018710」「認2312018711」
- 同年4月12日認定「認2312019890」「認2312019891」「認2312019892」
- 同年10月16日認定「認2412009537」「認2412009538」「認2412009539」
- 同年11月26日認定「認2412012370」
- 令和7年3月7日認定「認2412019569」
- 同年6月30日認定「認2512001562」「認2512001563」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、並びに事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたこと、及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第2号及び第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：高野 正俊
  - (2) 代表者氏名：高野 正俊
  - (3) 所在地：茨城県銚田市安塚880
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）  
令和6年4月8日認定「認2403000037」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：田丸建築株式会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 田丸 広幸
  - (3) 所在地：宮崎県小林市野尻町東麓4092番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
  - 令和5年7月13日認定「認2313000077」
  - 同年11月6日認定「認2313007260」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：村井 政美
- (2) 代表者氏名：村井 政美
- (3) 所在地：滋賀県東近江市宮川町244番地308

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

- 令和5年6月20日認定「認2308006142」「認2308006143」  
同年7月3日認定「認2308003393」「変認2308000023」  
同年11月13日認定「認2308028094」  
同月17日認定「認2308029094」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。